

高崎市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	単価			単位	単価
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につ き1年	510	第1種電柱	1本につ き1年	570	
	第2種電柱		790	第2種電柱		870	
	第3種電柱		1,100	第3種電柱		1,200	
	第1種電話柱		460	第1種電話柱		510	
	第2種電話柱		730	第2種電話柱		810	
	第3種電話柱		1,100	第3種電話柱		1,100	
	その他の柱類		46	その他の柱類		51	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	5	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	5	
	地下に設ける電線その他の線類		3	地下に設ける電線その他の線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	450	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	490	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	270	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	300	
	変圧塔その他これに類する	1個につ	910	変圧塔その他これに類する	1個につ	1,000	

	もの及び公衆電話所	き1年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	1,900
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	910
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190

	もの及び公衆電話所	き1年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	1,800
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210

			つき1年	
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	甲に0.005 を乗じて得た額
		階数が2のもの		甲に0.008 を乗じて得た額
		階数が3以上の もの		甲に0.01を 乗じて得た額
	上空に設ける通路	930		
	地下に設ける通路	560		
	その他のもの		910	
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1日	19
	自動車の駐 車施設	市道A634号 線及びA654 号線	1区画に つき1月	2,200
		市道A128号 線		1,860
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1月	190
令第7条第	看板（ア一時的に設ける	表示面積		190

			つき1年	
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	甲に0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの		甲に0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上の もの		甲に0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路	900		
	地下に設ける通路	540		
	その他のもの		1,000	
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1日	18
	自動車の駐 車施設	市道A634号 線及びA654 号線	1区画に つき1月	2,200
		市道A128号 線		1,860
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1月	180
令第7条第	看板（ア一時的に設ける	表示面積		180

1号に掲げる物件	チであるものを除く。)	もの	1平方メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	730
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	

1号に掲げる物件	チであるものを除く。)	もの	1平方メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,800</u>
	標識		1本につき1年	<u>810</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>18</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>180</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>18</u>
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800</u>	

		その他のもの		930
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メートルにつき1年		910
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年	甲に0.033 を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月		190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1月		91
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	甲に0.016 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		甲に0.023 を乗じて得た額	
	その他のもの		甲に0.033 を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる建築物		占用面積 1平方メートルにつき1年		甲に0.016 を乗じて得た額

		その他のもの		900
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メートルにつき1年		1,000
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年	甲に0.031 を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月		180
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1月		100
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	甲に0.012 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		甲に0.017 を乗じて得た額	
	その他のもの		甲に0.025 を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる建築物		占用面積 1平方メートルにつき1年		甲に0.015 を乗じて得た額

る施設	その他のもの	一トルにつき1年	甲に0.012 を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1平方メ	甲に0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	一トルにつき1年	甲に0.012 を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メ	甲に0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	一トルにつき1年	甲に0.023 を乗じて得た額
	その他のもの		甲に0.033 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積 1平方メートルにつき1年	甲に0.033 を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	甲に0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		甲に0.023 を乗じて得た額
	その他のもの		甲に0.033 を乗じて得た額

る施設	その他のもの	一トルにつき1年	甲に0.011 を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1平方メ	甲に0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	一トルにつき1年	甲に0.011 を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メ	甲に0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	一トルにつき1年	甲に0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		甲に0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積 1平方メートルにつき1年	甲に0.025 を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	甲に0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		甲に0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		甲に0.031 を乗じて得た額

令第7条第14号に掲げる施設	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	甲に0.034 を乗じて得た額	令第7条第14号に掲げる施設	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	甲に0.031 を乗じて得た額
備考 (1) から (11) まで 略			備考 (1) から (11) まで 略		